

ウィークリースタンス実施要領

第1条 目的

設計業務等及び工事（以下、業務等）を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等及び工事現場環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

第2条 対象業務

伊万里市が発注する、設計・調査・測量等の建設関連業務（営繕に関する設計及び工事監理業務を含む）及びすべての工事を対象とする。ただし、緊急を要する業務等（災害復旧における業務や応急工事等）や発注者が指定する業務等は除くものとする。

第3条 取組内容

時間外労働を抑制するため、以下の取組事例を参考に、業務等着手前に工期内に取り組む内容を受発注者相互で確認・調整のうえ、設定する。

なお、受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性を持った取組とすること。

（1） マンデー・ノーピリオド

⇒月曜日等の休日明けを依頼の期限日としない。

（2） ウェンズデー・ホーム

⇒水曜日等の週1回以上は定時帰宅を心掛ける。

（3） フライデー・ノーリクエスト

⇒金曜日等の休日前には依頼しない。

（4） ランチ・オーバーファイブ・ノーミーティング

⇒昼休みや17時以降の打合せをしない。

（5） イブニング・ノーリクエスト

⇒定時間際、定時後の依頼をしない。

（6） ワンデー・レスポンス

⇒受注者からの質問・協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する。

「その日のうち」とは、受注者からの質問・協議等開始より1日（24時間）以内に回答することを原則とする（ただし、土・日曜等の閉庁日を除く）が、回答困難な場合には、受注者に回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を1日（24時間）以内に回答する。

なお、前述の「回答期限」を超過する場合には、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

(7) その他、取り組みが必要と思われる内容

第4条 進め方

(1) 特記仕様書への記載

対象業務は、特記仕様書に明記すること。

【特記仕様書記載例】

第〇条 本業務は、ウィークリースタンスの対象である。業務の実施に当たっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
--

(2) 受注者への意思確認及び取組内容の共有

業務着手前に発注者から受注者に本要領の目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認のうえ決定し、共有する。

第5条 留意事項

取組内容は第3条に掲げるすべてに取り組まなければならないものではない。

ただし、(6) ワンデー・レスポンスの取組内容は必須とする。

附則

本要領は、令和5年9月1日以降の公告または指名通知から適用する。

附則

本要領は、令和7年4月1日以降の公告または指名通知から適用する。